

防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領

(総則)

第1条 この要領は、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団民家防音工事助成金交付要綱 第22条に規定する防音サッシ本体交換工事の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(防音サッシ本体交換工事)

第2条 防音サッシ及び防音室ドア（以下「防音サッシ」という。）本体交換工事は 当該箇所が防音工事実施後10年以上経過し、防音サッシの部品交換が出来ない又は行っても防音機能の改善が不可能な場合に実施するものとする。

2 防音工事により設置した防音サッシを、自己負担により交換したサッシについて実施するものとする。

(事務の流れ)

第3条 基本的な事務の流れは、別紙1によるものとする。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、民家防音工事を実施した住宅に居住する者であって、住民票によるほか生活実態等を勘案のうえ確認する。

(交換の判断)

第5条 防音サッシの本体交換の要否については、既設サッシメーカーからの報告により別に定める防音サッシ本体交換判定検討委員会の設置及び運営に関する規程において判断する。

2 理事長は、前項の申請があった防音サッシの本体交換の要否について防音サッシ本体交換判定通知書（別紙2）を交付する。

(業者選定)

第6条 防音サッシの本体交換が必要と判断された場合、助成対象者が設計監理業者及び工事施工業者を選定する。

(適用範囲)

第7条 防音サッシ本体交換工事に伴い生ずる工事のうち助成対象とするのは次に掲げるものとし、それ以外のものは所有者等の負担とする。

- (1) 外壁、雨戸敷居、雨戸鴨居、雨戸戸当たり及び戸袋の撤去復旧
- (2) 敷居又は鴨居が沈下等している場合の矯正
- (3) 捨枠等の補修材

(助成金の額)

第8条 財団が助成する額は、防音サッシ本体交換工事に要する費用のうち本体工事に要する費用として、1箇所当たりの限度額を別表1、別表2のとおりとし、工法、世帯人数別の限度額を別表3とする。

(助成金の交付の決定)

第9条 第5条により防音サッシ本体交換を認められた者は、防音サッシ本体交換工事助成金交付申請書（別紙3）を別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書について書類審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る内容が助成対象事業として適正であると認められるときは、当該申請者に対して防音サッシ本体交換工事助成金交付決定通知書（別紙4）を交付する。

(委託契約及び工事請負契約)

第10条 第5条により防音サッシの本体交換が必要と判断された者は、防音サッシ本体交換工事に係る設計監理業者を選定し、別紙5の2に準拠した委託契約を結ぶものとする。

2 第9条第2項の規定により防音サッシ本体交換工事交付決定通知書の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、防音サッシ本体交換工事に係る工事請負業者を選定し、別紙5に準拠した工事請負契約を結ぶものとする。

(助成金の交付の条件)

第11条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を附すことができる。

(事情変更による決定の取り消し)

第12条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他理事長が特に必要と認める場合に限る。

(助成事業の遂行)

第13条 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならず、いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況の報告等)

第14条 理事長は、助成対象工事の円滑な執行を図るため必要があると認めたときは、助成事業者に対して、当該助成対象工事の状況に関し、報告を求め、又は調査することができる。

(工事の完了届等)

第15条 助成事業者は、防音サッシ本体交換工事の完成後7日以内に、防音サッシ本体交換工事完成報告書（別紙6）を、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、現地調査等により、当該事業の完了を確認するものとする。

(民家防音工事助成事業の実績報告)

第16条 前条第2項に規定する事業完了の確認を受けた助成事業者は、事業完了の日から30日以内に防音サッシ本体交換工事実績報告書（別紙7）を、理事長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第17条 理事長は、前条に規定する防音サッシ本体交換工事実績報告書を受理したときは、当該報告書に係る防音サッシ本体交換工事の成果が助成金の交付決定及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるとときは、助成金の額を確定して助成金額確定通知書（別紙8）により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第18条 前条に規定する助成金額確定通知書を受けた助成事業者は、理事長に対し、助成金給付申請書（別紙9）を別に定める期日までに提出しなければならない。

(助成金給付申請)

第19条 前条に規定する助成金給付申請書の提出に当たっては、当該申請書に委任状兼送金依頼書（別紙10、別紙10の2）を添付するものとする。

- 2 前項の委任状兼送金依頼書により指定する振込指定金融機関の預金口座は、送金依頼者につき一口座のみとする。
- 3 委任状兼送金依頼書に記載された振込指定金融機関の預金口座に誤りがあり、その誤りを起因として発生した手数料等は、送金依頼者が負担するものとする。

(決定の取り消し)

第20条 理事長は、助成事業者が次に掲げる各号の一に該当することとなったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 助成金の交付の決定内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく財団の処分に違反したとき。
 - (3) 虚偽の申請又は不正な行為があったとき。
- 2 前項の規定は、助成事業について助成金の交付があった後においても適用があるものとする。
 - 3 第9条第2項の規定は、第1項の規定による取り消しをした場合について準用する。

(助成金の返還)

第21条 理事長は、助成金の交付の決定の取り消しをした場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第22条 助成事業者は、第20条第1項の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

(他の助成金の一時停止等)

第23条 理事長は、助成事業者が助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金と未納付額とを相殺することができる。

(助成金残存額の返還)

第24条 助成事業者（助成を受けた者）が、防音サッシ本体交換工事を実施した住宅の完成検査日から10年以内に、成田空港会社、関係自治体又は財団による建替え時の再助成を受ける場合は、次に定めるとおりサッシ本体部分の残存価格を返還するものとする。

- (1) 残存価格は、再助成の完成検査日より過去10年以内に施工した防音サッシ本体交換工事の助成額の累計が、B工法で200万円以上、C工法、谷間工法及び準谷間工法で100万円以上の場合は、防音サッシ本体交換工事の完成検査日から10年を耐用年数として、定額法により算出する。
- (2) 火災等により住宅が滅失した場合はこの限りではない。

(延滞金)

第25条 助成事業者が、前項の規定により残存額の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

附則1

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則2

(経過措置)

助成金残存価格の返還に関する第24条の規定は、第9条第1項に基づく交付申請分から適用する。

附則

この要領は、平成 25 年 5 月 14 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 10 月 21 日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 12 月 12 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

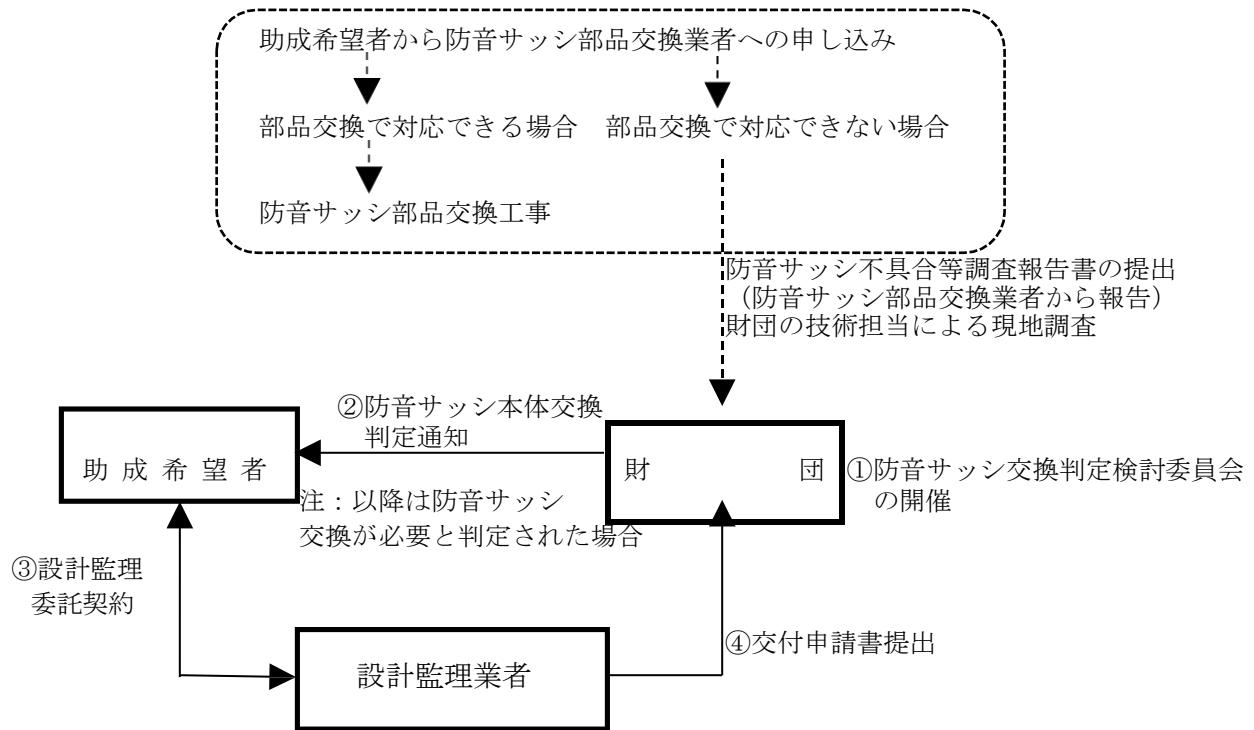
この要領は、令和 7 年 4 月 22 日から施行する。

附則

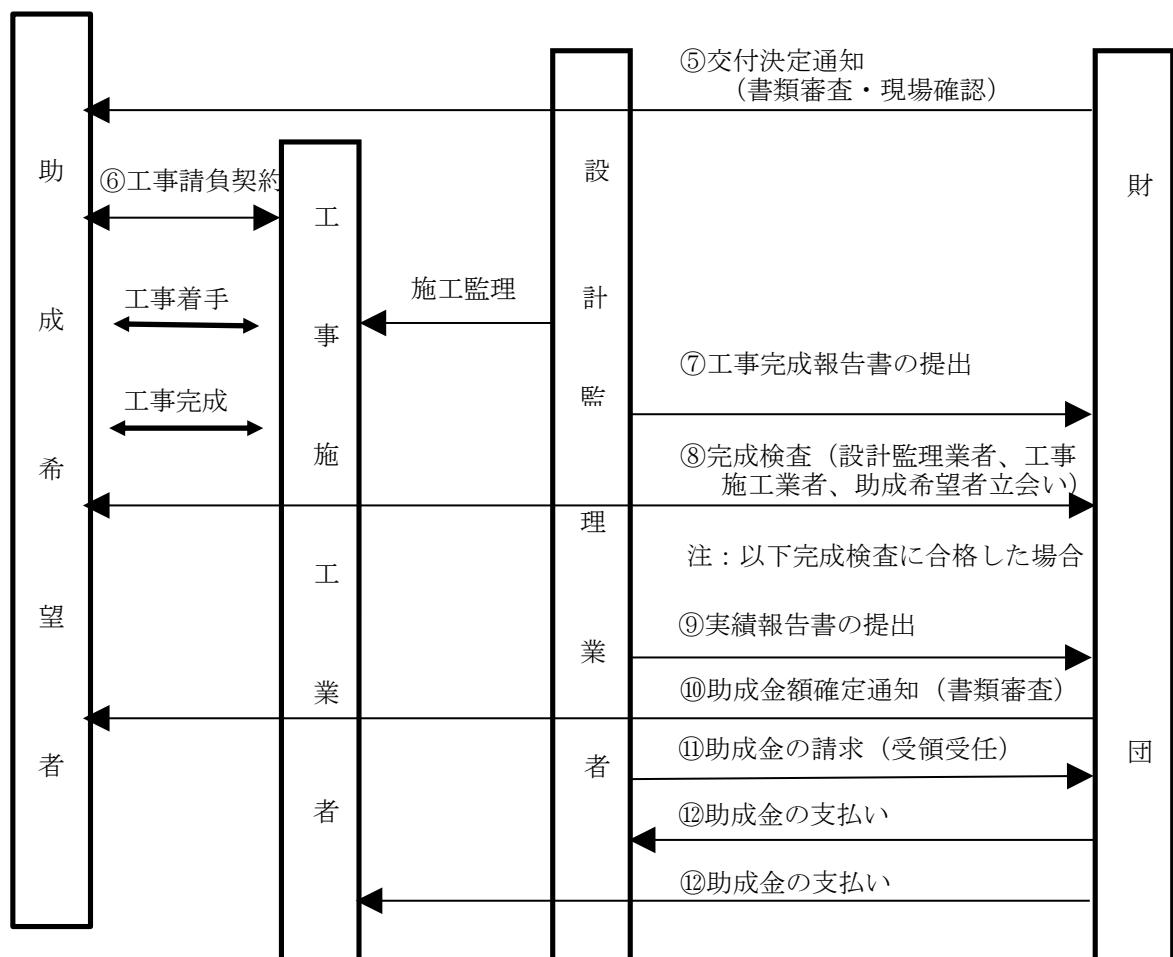
この要領は、令和 7 年 6 月 21 日から施行する。

別紙1

◎申し込みから交付申請まで



◎交付決定から支払いまで



別表1

防音サッシ本体交換工事（防音サッシ交換工事）費用助成額等一覧

区分	横×縦 (mm)	限度額 (円)	助成の額
B工法・B+2工法	戸袋含む	1650×1750	475,000
		2650×1750	699,000
		3450×1750	779,000
		1650×2350	551,000
		2650×2350	807,000
		3450×2350	920,000
	戸袋なし	1650×1750	308,000
		2650×1750	457,000
		3450×1750	511,000
		1650×2350	357,000
		2650×2350	529,000
		3450×2350	600,000
C工法・C+2工法	戸袋含む	1650×1750	364,000
		2650×1750	459,000
		3450×1750	563,000
		1650×2350	418,000
		2650×2350	532,000
		3450×2350	649,000
	戸袋なし	1650×1750	256,000
		2650×1750	343,000
		3450×1750	428,000
		1650×2350	310,000
		2650×2350	414,000
		3450×2350	520,000

助成の額は、次に掲げる場合に応じてそれに掲げる額

1 工事費の額が限度額以下の場合
工事費の額に100分の95を乗じて得た額

2 工事費の額が限度額を超える場合
限度額に100分の95を乗じて得た額
ただし、B工法にあっては上記の額に次の場合に応じそれに掲げる額を加えた額

(1) 工事費の額が限度額以下の場合
当該工事をC工法で実施した場合に得られる工事費（以下「C工法換算工事費」という。）を、当該工事費の額から控除した額に100分の5を乗じて得られる額

(2) 工事費の額が限度額を超える場合
C工法換算工事費から当該工事費と当該限度額との差額を控除した額を、当該限度額から控除した額に100分の5を乗じて得られる額

3 上記の規定にかかわらず住宅の所有者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者であるときは、助成の額を工事費とする。

別表1－2

防音サッシ本体交換工事（玄関用防音サッシ交換工事）費用助成額等一覧

区分	横×縦 (mm)	限度額 (円)	助成の額
B工法 ・ B-2工法	玄関用 防音扉	800×1700	459,000
		1000×1700	494,000
		800×2200	496,000
		1000×2200	524,000
	玄関用 引戸	1650×1750	481,000
		2650×1750	534,000
		3450×1750	590,000
		1650×2350	518,000
		2650×2350	633,000
		3450×2350	690,000
C工法 ・ C-2工法	玄関用 防音扉	800×1700	393,000
		1000×1700	413,000
		800×2200	418,000
		1000×2200	452,000
	玄関用 引戸	1650×1750	421,000
		2650×1750	463,000
		3450×1750	517,000
		1650×2350	482,000
		2650×2350	536,000
		3450×2350	612,000

助成の額は、次に掲げる場合に応じてそれに掲げる額

- 1 工事費の額が限度額以下の場合
工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- 2 工事費の額が限度額を超える場合
限度額に100分の95を乗じて得た額
ただし、B工法にあっては上記の額に次の場合に応じそれぞれに掲げる額を加えた額
 - (1) 工事費の額が限度額以下の場合
当該工事をC工法で実施した場合に得られる工事費（以下「C工法換算工事費」という。）を、当該工事費の額から控除した額に100分の5を乗じて得られる額
 - (2) 工事費の額が限度額を超える場合
C工法換算工事費から当該工事費と当該限度額との差額を控除した額を、当該限度額から控除した額に100分の5を乗じて得られる額
- 3 上記の規定にかかわらず住宅の所有者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者であるときは、助成の額を工事費とする。

別表2

防音サッシ本体交換工事（防音室ドア交換工事）費用助成額等一覧

単位：円

区分	限度額	助成の額
防音室ドア	633,000	<p>助成の額は、次に掲げる場合に応じてそれに掲げる額</p> <p>1 工事費の額が限度額以下の場合</p> <p>工事費の額に100分の95を乗じて得た額。ただし、住宅の所有者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は、中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）であるときは、工事費の額とする。</p> <p>2 工事費の額が限度額を超える場合</p> <p>限度額に100分の95を乗じて得た額。ただし、住宅の所有者等が被保護者等であるときは、工事費の額とする。</p>

別表3

防音サッシ本体交換工事

単位：千円

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
B工法	3,600	5,100	6,700	8,300
C工法	1,700	2,500	3,300	4,200

助成の額は、次に掲げる場合に応じてそれに掲げる額

1 工事費の額が限度額以下の場合

工事費の額に100分の95を乗じて得た額

2 工事費の額が限度額を超える場合

限度額に100分の95を乗じて得た額

3 工事費の累積額が限度額を超える場合

限度額から、公益法人設立登記日（平成24年12月3日）以降に助成対象となった工事費の合計額を差し引いた額に100分の95を乗じて得た額

4 上記の規定にかかわらず住宅の所有者等が被保護者等であるときは、工事費の額とする。

注1：限度額は、公益法人設立登記日以降に助成対象となる工事費の合計額（累積額）に対して適用するが、再助成後は累積額をリセットする。

注2：工法・世帯人数は、防音工事を行った当時の基準とする。

防音サッシ本体交換判定通知書

財成空共第 号
年 月 日

○○市・町○○
様

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 印

年 月 日付けで防音サッシ部品交換業者から報告がありました、防音サッシ本体交換工事の実施について、判定の結果助成対象者として下記のとおり認定いたしましたので通知いたします。

つきましては、工事の設計見積等を実施し、年 月 日までに当財団に助成金の交付申請をして下さい。

記

- 1 認定する住宅の所在地
- 2 認定する民家防音工事の種類
- 3 認定する民家防音工事の工法
- 4 本体交換可能箇所

防音サッシ本体交換工事助成金交付申請書

年　月　日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 様

申請者 住 所
 氏 名 印
 電話番号 () 一
 連絡先 () 一

防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第9条の規定により、下記のとおり防音サッシ本体交換工事に係る助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成事業の目的及び種別 航空機騒音に係る防音工事により取り付けられた
防音サッシ本体の交換
- 2 防音サッシ本体交換工事

単位：円

区分	経費 所要額	経費負担の内訳		
		財団助成金	自己資金	その他
本体工事費	()			
設計監理費	()			
合計	()			

注：() 内は消費税分で内数である。

3 防音工事実施年月日 年　月　日

4 工事着手予定日 年　月　日

工事完了予定日 年　月　日

5 住宅の所在地 _____

6 設計監理業者名 _____

7 設計書及び実施仕様書（別添のとおり）

8 添付書類

(1) 委託契約書の写し（別紙5の2） 1通

(2) その他必要と認められるもの

9 防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第24条（裏面に条文記載）の規定中の再助成を受ける場合は、助成額の一部を返還することに同意します。

氏名 印

防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領（抜粋）

（助成金残存額の返還）

第24条 助成事業者（助成を受けた者）が、防音サッシ本体交換工事を実施した住宅の完成検査日から10年以内に、成田空港会社、関係自治体又は財団による建替え時の再助成を受ける場合は、次に定めるとおりサッシ本体部分の残存価格を返還するものとする。

（1） 残存価格は、再助成の完成検査日より過去10年以内に施工した防音サッシ本体交換工事の助成額の累計がB工法で200万円以上、C工法、谷間工法及び準谷間工法で100万円以上の場合は、防音サッシ本体交換工事の完成検査日から10年を耐用年数として、定額法により算出する。

（2） 火災等により住宅が滅失した場合はこの限りではない。

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団財務規程（抜粋）

（納入通知書）

第30条 収入をするときは、寄附金、出捐金、補助金、負担金その他その性質上納入の通知を必要としない収入を除き、納入の通知をしなければならない。

2 納入の通知をするときは、納入通知書（別記第1号様式）により行わなければならない。

（納入通知書の納入期限）

第31条 前条に規定する納入通知書に記載する納入期限は、納入通知書の発付の日から30日以内の日としなければならない。ただし、当該納入期限が次の各号に掲げる日（以下この条及び次条において「休日等」という。）に当たる場合にあっては、その日後において最も近い休日等でない日を納入期限とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

三 12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）

（督促）

第32条 納入期限までに納入金の納入がないときは、別に定めるものを除き、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の督促は、納入期限経過後20日以内に督促状（以下「督促状」という。）（別記第2号様式）により行わなければならない。

3 第1項に規定する期限の指定は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日としなければならない。ただし、当該期限が休日等に当たる場合にあっては、その日後において最も近い休日等でない日を期限とする。

別紙4

防音サッシ本体交換工事助成金交付決定通知書

(年度 第 回)

財成空共第 号
年 月 日

市・町
様

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 印

年 月 日付けで申請のあった防音サッシ本体交換工事に対する助成金については、防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第9条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定の内容

- (1) 助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の内容は、申請書記載のとおりとする。
- (2) 助成事業に要する経費及び助成金の額は次のとおりとする。

単位：円

区分	助成事業に要する経費	助成金の額	自己負担額
本体工事費			
設計監理費			
合計			

2 助成金交付の条件

- (1) 善良な管理者の注意義務をもって防音サッシ本体交換工事を遂行すること。
- (2) 助成事業に要する経費その他助成事業の内容の変更をする場合においては、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けなければならない。
- (4) 助成事業が完了予定日までに完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該助成事業の完了の日の属する公益財団法人成田空港周辺地域共生財団の事業年度から5年間保存しなければならない。
- (6) 防音サッシ本体交換工事により住宅に付加された防音サッシを理事長の承認を受けないで譲渡、交換、貸付け又は担保に供したり、目的外に使用してはならない。
- (7) 防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第24条（裏面に条文記載）の規定中の再助成を受ける場合は、助成額の一部を返還しなければならない。

防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領（抜粋）

（助成金残存額の返還）

第24条 助成事業者（助成を受けた者）が、防音サッシ本体交換工事を実施した住宅の完成検査日から10年以内に、成田空港会社、関係自治体又は財団による建替え時の再助成を受ける場合は、次に定めるとおりサッシ本体部分の残存価格を返還するものとする。

(1) 残存価格は、再助成の完成検査日より過去10年以内に施工した防音サッシ本体交換工事の助成額の累計がB工法で200万円以上、C工法、谷間工法及び準谷間工法で100万円以上の場合は、防音サッシ本体交換工事の完成検査日から10年を耐用年数として、定額法により算出する。

(2) 火災等により住宅が滅失した場合はこの限りではない。

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団財務規程（抜粋）

（納入通知書）

第30条 収入をするときは、寄附金、出捐金、補助金、負担金その他その性質上納入の通知を必要としない収入を除き、納入の通知をしなければならない。

2 納入の通知をするときは、納入通知書（別記第1号様式）により行わなければならない。

（納入通知書の納入期限）

第31条 前条に規定する納入通知書に記載する納入期限は、納入通知書の発付の日から30日以内の日としなければならない。ただし、当該納入期限が次の各号に掲げる日（以下この条及び次条において「休日等」という。）に当たる場合にあっては、その日後において最も近い休日等でない日を納入期限とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

三 12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）

（督促）

第32条 納入期限までに納入金の納入がないときは、別に定めるものを除き、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の督促は、納入期限経過後20日以内に督促状（以下「督促状」という。）（別記第2号様式）により行わなければならない。

3 第1項に規定する期限の指定は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日としなければならない。ただし、当該期限が休日等に当たる場合にあっては、その日後において最も近い休日等でない日を期限とする。

別紙5

工事請負契約書

取入
印紙

注文者

(以下「甲」という。)

請負者

(以下「乙」という。)

として、この契約書と添付の図面及び仕様書によって工事請負契約を締結します。

1. 工事名 _____ 邸 _____ 工事

2. 工事場所 _____

3. 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4. 請負代金額 金 _____ 円也

うち取引に係る消費税額 金 _____ 円

(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項、第29条及び
地方税法第72条の77、第72条の83の規定により算出したもので、
請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

以上この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲（注文者） 住 所
 氏 名 印

乙（請負者） 所在地
 商号又は名称
 代表者氏名 印

丙（設計監理者） 所在地
 商号又は名称
 代表者氏名

(総則)

第1条 甲は、乙及び丙と互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

(請負者)

第2条 乙は、この工事の図面及び仕様書に従い、頭書の請負代金額をもって前記の期間内に工事を完了しなければならない。図面又は仕様書について、疑いを生じたとき又は適当でないと認めたときは、その部分の着手前にあらかじめ甲に申し出、丙の指示を受け、重要なものは乙丙協議して定める。

- 2 乙は、契約締結ののち、工事費内訳明細書、工程表及び工事概要図をすみやかに丙に提出して、その承認を受けなければならぬ。
- 3 工事費内訳明細書に、誤記、違算、脱漏等があつても、そのために請負代金額を変えない。

(契約保証人)

第3条 (削除)

(一括委任と一括下請負)

第4条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

(権利義務の承継等)

第5条 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 乙は、工事目的物及び工事現場に搬入した検査済の工事材料は、これを第三者に売却し、貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

(設計監理者)

第6条 丙は、甲に代わって、この契約の履行に必要な次の事務を取り扱う。

- (1) 乙の提出する工程表その他仕様書に明示した書類を調査し承認すること。
- (2) 実施計画に基づいて施工に必要な詳細図、原寸図、工程表によって適当な時期に検査して承認すること。
- (3) 施工一般について、乙又は乙の現場代理人に指図すること。
- (4) 工事材料と工作の検査をし、試験又は工事の施工に立ち会うこと。
- (5) 図面、仕様書などに基づいて工事の出来形検査を行い、引渡しに立ち会うこと。
- (6) 工期又は請負代金額の変更の書類を技術的に調査すること。
- (7) この工事とこれに関連する他の工事との総合調査にあたること。

- 2 丙は、甲の承諾せる代理人を定めて監理させ、又は工事現場に駐在し、丙の指図を受けてもっぱら施工を監督する現場係員をおくことができるものとし、これらの場合はあらかじめ乙に通知する。

(現場代理人)

第7条 乙は、現場代理人をおくときは、あらかじめ甲に通知する。現場代理

人は、工事現場における一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締り、安全衛生、災害防止又は就業時間などの工事現場の運営に関する重要な事項については、丙と協議する。

(工事関係者についての異議)

- 第8条 甲は、丙の意見をきいて、乙の現場代理人その他の工事関係者のうち工事の施工又は管理について著しく適当でないと認めた者があるときは、その理由を明示して乙に異議を申し立て、又はその交代を求めることができる。
- 2 乙は、丙の代理人又は現場係員の処置が著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して丙に異議を申し立て、又はその交代を求めることができる。
また、丙の処置が著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して甲に異議を申し立てることができる。

(乙の請求による工期の延長)

- 第9条 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

- 第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物又は検査済の工事材料その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは甲の負担とする。

(第三者の損害)

- 第11条 乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

(工事完成保証人)

- 第12条 (削除)

(火災保険)

- 第13条 乙は、工事目的物及び工事材料等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく甲に提示しなければならない。

(損害保険)

- 第14条 乙は、工事目的物及び関連する建物等について、使用管理上のものは勿論のこと、管理外の部分についても法律上賠償責任が発生するおそれがあるものについて損害保険を付さなければならぬ。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第 15 条 乙は、工事が完了したときは、丙に検査を求め、丙は、遅滞なくこれに応じて、乙の立会いのもとに検査を行う。検査に合格しないときは、乙は工期内又は丙の指定する期間内にこれを補修又は改造して丙の検査を受けれる。

2 乙は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、ただちに甲に書面をもつて当該目的物の引渡しを行わなければならない。

3 乙は、引渡期日までに丙の指図に従って仮設物の取扱いその他後片付けなどの処置を行わなければならない。

(請負代金の支払い)

第 16 条 乙は、前条の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、速やかに請負代金を支払うものとする。

(甲の解除権)

第 17 条 甲は、工事中必要によって契約を解除することができるものとし、これによって生じる乙の損害を賠償する。

2 甲は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。なお、契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ精算する。

(1) 乙が正当な理由なく、着手期間を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が第5条の規定に違反したとき。

(4) その他乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

(乙の解除権)

第 18 条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責に帰し得ない工事の遅延又は中止期間が、工期の3分の1以上又は2月に達したとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき。

2 前項の場合、乙は甲に対し、損害の賠償を求めることができる。

3 第1項による契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ精算する。

(かし担保)

第 19 条 乙は、引渡しの日から2年以内に、工事目的物のかしによって、滅失又はき損が発生したときは、そのかしを補修し又は補修に代え若しくは補

修と共に損害の賠償をしなければならない。ただし、この期間は、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他工作物等のかしによって、滅失又はき損が発生した場合については 3 年とする。

2 前項において、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合に乙が補修又は損害の賠償をしなければならない期間は、10 年とする。

(紛争の解決)

第 20 条 この契約について紛争が生じたときは、建設業法に定める建設工事紛争審査会に対し当事者双方又は一方からあっせん、調停又は仲裁を申請する。この場合、紛争解決のために要する費用は、当事者平等に負担する。ただし、当事者間の合意によらないで、その一方からあっせん又は調停を申請した場合は、申請をした者がこれを負担する。

(補則)

第 21 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲乙丙協議のうえ定めることとする。

別紙5の2

委 託 契 約 書

委託業務の名称

_____邸 _____工事 設計監理業務

履行期間 契約締結の日より助成金に関する業務完了の日まで

委託料 金 巍也

ただし委託料は業務完了時の確定額により精算する。

うち取引に係る消費税額 金 円

(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の77、第72条の83の規定により算出したもので、請求負代金額に $10/110$ を乗じて得た額である。

(總則)

第1条 乙は、別冊仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の進捗状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料 又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙は、その責に帰すことのできない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなつたときは、甲に対し遅滞なく、その事由を明示して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が、甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、書面をもって業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(違約金)

第10条 乙の責に帰すべき事由により甲が契約を解除したときは、乙は、

業務委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第12条 この契約書に定めていない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めることとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲(注文者) 住 所
 氏 名

印

乙(受託者) 所在地
 商号又は名称
 代表者氏名

印

防音サッシ本体交換工事完成報告書

年　月　日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団

理事長 様

申請者 住 所
氏 名

防音サッシ本体交換工事が完成したので、防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業名 _____ 年度 第 回 防音サッシ本体交換工事

2 住宅所在地

3 工事着手日 年 月 日

4 工事完成日 年 月 日

5 工事監理者名

6 工事請負業者名 工事請負契約書添付

防音サッシ本体交換工事実績報告書

年　月　日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団

理事長 様

申請者 住 所
氏 名

防音サッシ本体交換工事について、防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第16条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 助成事業名	年度 第 回	防音サッシ本体交換工事
2 助成事業の経費		円
内訳 助成金額		円
負担金額		円
3 助成金交付決定額及び精算額		
交付決定額		円
精算額		円
差引額		円
4 関係書類		
(1) 工事完成図書及び工程写真（工事前、工事中及び工事完成時）		

別記 1

(削除)

防音サッシ本体交換工事助成金額確定通知書

財成空共第 号
年 月 日

市・町
様

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 印

年 月 日付けで実績報告のあった助成金については、これを認定し、助成金の額を確定したので、防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第17条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 助成事業名 年度 第 回 防音サッシ本体交換工事

2 確定助成金額 円

内訳 本体工事費 円

設計監理費 円

防音サッシ本体交換工事助成金給付申請書

年　月　日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長 様

申請者 住 所
氏 名

印

年 月 日付け第 号で助成金確定通知のあった助成金を、防音サッシ本体交換工事助成事業実施要領第18条の規定の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 助成事業名	年度 第 回	防音サッシ本体交換工事
2 請求金額		円
内訳	本体工事費	円
	設計監理費	円

委任状兼送金依頼書

年 月 日

下記記載の受任者に防音サッシ本体交換工事助成金（工事費）の受領に関する権限を委任します。

委任者 住 所
氏 名 印

受任者 住 所
(工事請負者) 氏 名

年 月 日

公益財団法人 成田空港周辺地域共生財団
理事長 様

受任者 住所
(工事請負者) 氏名 印

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団から支払われる金 円の防音サッシ本体交換工事
助成金の受領に関する権限を受任したので、下記振込指定金融機関の預金口座へ振込みによりお支払い
くださいるよう依頼いたします。

記

1 送 金 方 法 電信振込（普通）

2 振込指定金融機関 金融機関名 _____
本店・支店・支所名 _____

3 預 金 種 別 当座預金 · 普通預金

4 口 座 番 号 _____

5 口 座 名 義 (フリガナ) _____

6 預金口座指定回数 初 回 · 二回目以降

7 預金口座の変更 な し · あ り (変更箇所：)

(注) 指定する振込金機関の預金口座は、送金依頼者につき一口座のみとする。

委任状兼送金依頼書

年月日

下記記載の受任者に防音サッシ本体交換工事助成金（設計監理費）の受領に関する権限を委任します。

委任者 住 所
氏 名 印

受任者 住 所
(設計監理者) 氏 名

年月日

公益財団法人 成田空港周辺地域共生財団
理事長 様

受任者 住所
(設計監理者) 氏名 印

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団から支払われる金 円の防音サッシ本体交換工事
助成金の受領に関する権限を受任したので、下記振込指定金融機関の預金口座へ振込みによりお支払い
くださるよう依頼いたします。

記

1 送金方法 電信振込（普通）

2 振込指定金融機関 金融機関名 _____
本店・支店・支所名 _____

3 預金種別 当座預金・普通預金

4 口座番号 _____

5 口座名義 (フリガナ) _____

6 預金口座指定回数 初回・二回目以降

7 預金口座の変更 なし・あり(変更箇所：)

(注) 指定する振込金機関の預金口座は、送金依頼者につき一口座のみとする。

別紙1 1

(削除)

別紙1 2

(削除)